

函館市訓令第4号

所 中 一 般
関 係 各 所

函館市事務専決および代決規程（平成5年函館市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月30日

函館市長 大 泉 潤

第2条第1項第7号中「第3条財務部公共施設マネジメント室の項第1号に規定する事務を所管する担当課長および同条財務部税務室の項各号」を「第3条財務部税務室の項各号」に改める。

第8条第3項の表中

財務部公共施設マネジメント室長	財務部公共施設マネジメント室	を
財務部税務室長	財務部税務室	

財務部税務室長	財務部税務室	に
経済部GX産業創出推進室長	経済部GX産業創出推進室	

改める。

別表第3中

	(3) 例規集の編集発行			○	を

	(3) 例規集の編集発行			○	に
	(4) 特定歴史公文書等の利用の 諾否の決定			○	

改め、同表総務部文書法制課の項中「(4)」を「(5)」に改め、同

表子ども未来部子ども企画課の項第1号ア中「および施設等利用費」を「，施設等利用費，乳児等支援給付費および特例乳児等支援給付費」に改め，同表子ども未来部子どもサービス課の項第3号中「および子育てのための施設等利用給付」を「，子育てのための施設等利用給付および乳児等のための支援給付」に改め，同項第4号中「支給認定証」の後ろに「および乳児等のための支援給付の乳児等支援支給認定証」を加え，同項第6号中「および特定地域型保育事業者」を「，特定地域型保育事業者および特定乳児等通園支援事業者」に改め，同表中

農林整備課	(1) 鳥獣の捕獲等の許可等および飼養の登録等		○		を
-------	-------------------------	--	---	--	---

農林整備課	(1) 鳥獣の捕獲等の許可等および飼養の登録等		○		に
	(2) 緊急銃猟の実施ならびに緊急銃猟等のための土地の立入り等の措置および安全を確保するための措置の実施（戸井支所，恵山支所，椴法華支所および南茅部支所の所管区域における緊急銃猟に係るものを除く。）		○		

改め，同表農林水産部農林整備課の項中「(2)」を「(3)」に改める。

別表第4函館市事務分掌規則第3条財務部税務室の項第1号から第8号までに規定する事務を所管する担当課長の項第2号中「および入湯税」を「，入湯税および宿泊税」に改める。

別表第6中

産業建設課	(1) 道路占用の許可		○		を
-------	-------------	--	---	--	---

産業建設課	(1) 緊急銃猟の実施ならびに緊急銃猟等のための土地の立入		○		
-------	-------------------------------	--	---	--	--

	り等の措置および安全を確保するための措置の実施（他の所管区域における緊急銃猟に係るものを除く。）				に
	(2) 道路占用の許可		○		」

改め、同表産業建設課の項中「(2)」を「(3)」に、「(3)」を「(4)」に、「(4)」を「(5)」に、「(5)」を「(6)」に、「(6)」を「(7)」に、「(7)」を「(8)」に、「(8)」を「(9)」に改め、同表備考第3項中「第7号および第8号」を「第8号および第9号」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。